

特定非営利活動法人神戸インターナショナル PBL スクールラーニングハブ定款

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、特定非営利活動法人神戸インターナショナル PBL スクールラーニングハブという。英文表記は、NPO Kobe International PBL School Learning Hub とする。略称を KIPS とする。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を神戸市に置く。

(目的)

第 3 条 この法人は、日本や海外のさまざまな背景を持つ子どもや若者が、安心して学び、成長できる場をつくることを目的とします。一人ひとりの個性や力を尊重し、必要な支援や相談を行いながら、豊かな国際感覚を育み、健やかな未来を育てます。こうした活動を通して、多文化が共に生きる社会づくりや、国際交流、世界の平和や友好に貢献することを目指します。

(特定非営利活動の種類)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1)社会教育の推進を図る活動
- (2)学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3)人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (4)国際協力の活動
- (5)子どもの健全育成を図る活動

(事業の種類)

第 5 条 この法人は、第 3 条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1)在留外国及び日本の青少年子女に対する特別支援教育事業
- (2)人格育成、個性にあった才能、能力開発に関する相談と助言事業
- (3)帰国子女等の生活・教育相談又支援と協力事業
- (4)その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

第 2 章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法 (以下「法」という。)上の社員とする。

(1)正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(2)賛助会員 この法人の事業に賛同するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

2. 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。

3. 理事長は、前項の申し込みがあつたとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

4. 理事長は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1)退会届の提出をしたとき。

(2)本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。

(3)継続して1年以上会費を滞納したとき。

(4)除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することが出来る。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

(1)法令、定款に違反したとき。

(2)この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

2. 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不変換)

第 12 条 既に納入した入会金、会費その他の拠出金品は、返還しない。

第 3 章 役員

(種別及び定数)

第 13 条 この法人に、次の役員を置く。

(1)理事 3 人以上 10 人以内

(2)監事 1 人以上 3 人以内

2. 理事のうち 1 人を理事長、1 人以上を副理事長とする。

(選任等)

第 14 条 理事及び監事は、総会において選任する。

2. 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3. 役員の中に、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が 1 人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

4. 法第 20 条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

5. 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第 15 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2. 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

3. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4. 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会または理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5. 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1)理事の業務執行の状況を監査すること。

(2)この法人の財産の状況を監査すること。

(3)前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4)前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5)理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第 16 条 役員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後 2 事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3. 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4. 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

(1)心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2)職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2. 前項の規定により役員を解任しようとする場合には、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2. 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3. 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 4 章 総会

(種別)

第 20 条 この法人の会議は、総会及び理事会の 2 種とする。

2. 総会は通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第 21 条 総会は正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第 22 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1)定款の変更
- (2)解散又は合併
- (3)会員の除名
- (4)事業計画及び予算並びにその変更
- (5)事業報告及び決算
- (6)役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7)入会金及び会費の額
- (8)借入金 (その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ。)
- (9)事務局の組織及び運営
- (10)解散における残余財産の帰属
- (11)その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2. 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1)理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2)正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面または電子的方法により招集の請求があったとき。
- (3)監事が第15条第4項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2. 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3. 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的又は審議事項を記載した書面、又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第25条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2. やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。また、やむを得ない理由により、会場に来ることができない正会員は、オンライン会議システムによって総会に参加し、表決することができる。

3. 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第 28 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2. やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電子的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3. 前項の規定により表決した正会員は、第 27 条、前 2 条第 2 項、次条第 1 項第 3 号及び第 48 条の規定の適用については出席したものとみなす。

4. 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(総会の議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数 (書面、もしくは電磁的方法もしくはオンライン会議システムによる表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 議長の選任に関する事項

(4) 審議事項

(5) 議事の経過の概要及び議決の結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 名 が、記名押印又は署名しなければならない。

第 5 章 理事会

(理事会の構成)

第 30 条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第 31 条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

(1)総会に付議すべき事項

(2)総会の議決した事項の執行に関する事項

(3)その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第 32 条 理事会は、次のいずれかに掲げる場合に開催する。

(1)理事長が必要と認めたとき

(2)理事総数の 3 分の 1 以上から理事会の目的である事項を記載した書面もしくは電子的方法により招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第 33 条 理事会は、理事長が招集する。

2. 理事長は、前条第 2 号の場合には、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。

3. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的又は審議事項を記載した書面または電磁的方法により、開催の日の少なくとも 7 日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第 34 条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第 35 条 理事会における議決事項は、第 33 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2. 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第 36 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2. やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面、電磁的方法またはオンライン会議システムによって表決することができる。

3. 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第 1 項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4. 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(理事会の議事録)

第 37 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)日時及び場所

(2)理事総数、出席者数及び出席者氏名 (書面、電磁的またはオンライン会議システムによる表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3)審議事項

(4)議事の経過の概要及び議決の結果

(5)議事録署名人の選任に関する事項

2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 名以上が記名押印又は署名しなければならない。

第 6 章 資産

(構成)

第 38 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1)設立当初の財産目録に記載された資産

(2)入会金及び会費

(3)寄付金品

(4)財産から生じる収益

(5)事業に伴う収益

(6)その他の収益

(区分)

第 39 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産のみとする。

(管理)

第 40 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 7 章 会計

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行なわれなければならない。

(会計区分)

第 42 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計のみとする。

(事業年度)

第 43 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び予算)

第 44 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 45 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、予算成立までは、前事業年度の予算に準じ執行することができる。

2. 前項の規定による執行は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

(予備費)

第 46 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2. 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 47 条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 48 条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び活動計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2. 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第 49 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 50 条 この定款を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に定める以下の事項に係る定款の変更の場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他、当該その他に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第 51 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立認証の取り消し
2. 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。
3. 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 52 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、解散総会において決めた法人に譲渡するものとする。

(合併)

第 53 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 54 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示することとする。

第 10 章 事務局

(事務局の設置)

第 55 条 この法人に、この法人の事務を処理するため事務局を設置することができる。

2. 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

(職員の任免)

第 56 条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第 57 条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 11 章 雑則

(細 則)

第 58 条 この定款の施行について必要な細則 は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、別表の通りとする。
3. この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から 2026 年 5 月 31 日までとする。
4. この法人の設立当初の事業年度は、第 43 条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から 2026 年 3 月 31 日までとする。
5. この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 44 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
6. この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員	個人	団体
① 入会金	10,000 円	10,000 円
② 年会費	10,000 円	10,000 円
(2) 賛助会員		
① 入会金	10,000 円	10,000 円
② 年会費	10,000 円	10,000 円

別 表 設立当初の役員 (敬称略・五十音順)

役職名	氏名
理事長	Hutchinson Shawn Travis (ハ ッチンソン ショーン トラヒ ッ ス)
副理事長	浅見洋子
理事	市川洋子
同	細川英雄
同	本田誠
同	水谷昌弘
同	山岡節子
同	シャンムガム浩子
監 事	田中穰二

役員名簿

特定非営利活動法人神戸インターナショナル PBL スクールラーニングハブ

役名	氏名	住所	報酬の有無
理事長	はっちゃん そん しょーん とらびす Hutchinson Shawn Travis		無
副理事長	あさみようこ 浅見洋子		無
理事	いちかわようこ 市川洋子		無
理事	ほそかわ ひでお 細川英雄		無
理事	ほんだまこと 本田 誠		無
理事	みずたにまさひろ 水谷昌弘		無
理事	やまおか せつこ 山岡節子		無
理事	し ゃ ん む が む ひろこ シャンムガム浩子		無
監事	たなか じょうじ 田中穰二		無

設立趣旨書

1. 趣旨

現在、関西地域において、多様な学び方を必要とする子供たちや、特別な支援が必要な子供たちを受け入れることのできるインターナショナルスクールがなく、困っている子どもたちやその家族が増えています。

神戸インターナショナル PBL スクール ラーニングハブ（以下、KIPS）は、子供たち一人ひとりの可能性を最大限に引き出すことを目指し、プロジェクトベースドラーニング（PBL）を導入した教育を実践していきます。このカリキュラムにより、子供たちは自分のペースで主体的・探究的に学ぶことが可能になります。学校には、資格を持つ教員や専門カウンセラーが在籍し、子供たち一人ひとりのニーズに寄り添った支援を行う専門家のサポート体制を整えています。授業は全て英語で行われ、英語初心者の子供たちにもレベルに応じた支援を提供し、安心して学べる環境を提供します。また、多文化に触れる国際的で温かい環境の中で、子供達は健全で安全な環境の中、受け入れられ、居場所を見つけることができるでしょう。

本校が対象とする子供たちは潜在的には多く存在すると思われそうですが、顕在化している人数は限られており、支援の輪を広げるための活動が大切です。

今回、法人として申請に至ったのは、私たちの活動は営利を目的ではなく、多くの市民の方々の協力を必要とするため、特定非営利活動法人（NPO 法人）の設立が最適であると考えたためです。法人化により、地域に限定されず広範囲の支援を実現できると考えています。そのため、私たちは法人化を強く希望します。

2. 申請に至るまでの経過

2002 年より 2008 年にかけて、東京で多様な学び方を必要とする子供たちを受け入れる国際学校の設立に貢献してきました。その後、長年にわたり関西地域でも同様の教育機関の必要性を強く感じ、また同時に多くの要望も寄せられたため、保護者とインターナショナルスクールの教育関係者と協議を重ねたうえで、この度、KIPS の設立を決意しました。2025 年の開校を目指して 2023 年度より準備をすすめ、会員間で NPO 法人化の意思確認を行い、2025 年 3 月に設立総会を開催し、より確固たる目的意識を持って学校の設立に向けた第一歩をしるしました。

2025 年 3 月 10 日

特定非営利活動法人神戸インターナショナル PBL スクール ラーニングハブ
設立代表者 Hutchinson Shawn Travis

2025年度事業計画書

特定非営利活動法人神戸インターナショナルPBLスクール ラーニングハブ

1. 基本方針

当法人の活動は、多様な学び方を必要とする子供たちや特別なケアを必要とする子供たちに対し、個別の指導教育を提供していきます。最初は小規模なクラスからスタートし、順次生徒たちの入学手続きを進め子供たちが安全な環境で教育を受けられるように調整していきます。広報活動を通じて事業を拡大していきます。将来的には、生徒たちがPBL(Project Based Learning=課題解決型学習)活動を行いやすい適切なスペースを整えていく予定です。

2. 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	プロジェクト内容	実施月 実施回数	実施場所	対象者	収益 見込
(1)在留外国人及び日本の青少年子女に対する特別支援教育事業	特別なケアを必要とする子供たちへの個別指導教育	(通年)1年間365日のうち、200日	学校	生徒16人	6,400,000
(2)人格育成、個人にあった才能、能力開発に関する相談と助言事業	カウンセリングおよびアドバイス	(通年)1年間365日のうち、200日	学校	生徒16人	6,400,000
(3)帰国子女等の生活、教育相談又支援と協力事業	帰国子女や特殊なケースに対する生活と教育のカウンセリング、サポート、協力活動	(通年)1年間365日のうち、200日	学校	生徒16人	6,400,000

3. 事業実施体制

(1)会議に関する事項

- ①通常総会 年1回
- ②理事会 年4回

2026年度事業計画書

特定非営利活動法人神戸インターナショナルPBLスクール ラーニングハブ

1. 基本方針

当法人の活動は、多様な学び方を必要とする子供たちや特別なケアを必要とする子供たちに対し、個別の指導教育を提供しています。今年も昨年同様に生徒を受け入れ、需要の増加に応じて対象学年を拡充していきます。子供たちが安全な環境で教育を受けられるように調整し、引き続き広報活動を通じて事業を拡大していきます。将来的には、生徒たちがPBL活動を行いやすい適切なスペースを整えていく予定です。

2. 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	プロジェクト内容	実施月 実施回数	実施場所	対象者	収益 見込
(1)在留外国人及び日本の青少年子女に対する特別支援教育事業	特別なケアを必要とする子供たちへの個別指導教育	(通年) 1年間365日のうち、200日	学校	生徒48人	19,200,000
(2)人格育成、個人にあった才能、能力開発に関する相談と助言事業	カウンセリングおよびアドバイス	(通年) 1年間365日のうち、200日	学校	生徒48人	19,200,000
(3)帰国子女等の生活、教育相談又支援と協力事業	帰国子女や特殊なケースに対する生活と教育のカウンセリング、サポート、協力活動	(通年) 1年間365日のうち、200日	学校	生徒48人	19,200,000

3. 事業実施体制

(1)会議に関する事項

- ①通常総会 5月
- ②理事会 年4回

2025年度活動予算書 (2025 Fiscal Year Budget Statement)

設立の日から2025年3月31日まで (from the day of the establishment until March 31, 2025)

(単位:円) Yen (¥)

科 目	金 額	
I 経常収益 (Operating revenue)		
1. 受取会費 (Membership Fees Received)		
正会員受取会費 (Regular Membership Fee)	280,000	
賛助会員受取会費 (Supporting Members Fees)	200,000	
		480,000
2. 受取寄付金 (Donations Received)		
受取寄付金 (Donations Received)	160,000	
		160,000
3. 受取助成金等 (Grants Received)		
受取地方公共団体助成金 (Local Gov. Subsidy)	4,500,000	
受取民間助成金 (private Grants Received)	5,000,000	
		9,500,000
4. 事業収益 (Business revenue)		
事業収益 (Business revenue)	19,200,000	
		19,200,000
5. その他収益 (Other revenue)		
受取利息 (Interest income)	0	
雑収益 (Miscellaneous income)	19,200	
		19,200
経常収益計 (Operating revenue)		29,359,200
II 経常費用 (Operating expenses)		
1. 事業費 (Business expenses)		
(1) 人件費 (Personnel expenses)		
給与手当 (Salary allowances)	9,333,333	
法定福利費 (Statutory benefits)	1,463,560	
人件費計 (Total labor costs)	10,796,893	
(2) その他経費 (Other expenses)		
講師謝金 (Tutoring fees)	333,333	
消耗品費 (Consumables expenses)	1,453,034	
印刷費 (Printing expenses)	460,000	
通信費 (Communication expenses)	275,000	
保険料 (Insurance premiums)	168,333	
地代家賃 (Venue rental fee)	4,694,616	
会議費 (Meeting expenses)	0	
その他経費計 (Total miscellaneous expenses)	7,374,316	
事業費計 (Total business expenses)		18,171,209
2. 管理費 (Administrative expenses)		
(1) 人件費 (Personnel expenses)		
給与手当 (Salary allowances)	3,466,666	
法定福利費 (Statutory benefits)	543,608	
Office Manager	3,000,000	
人件費計 (Total labor costs)	7,010,274	
(2) その他経費 (Other expenses)		
消耗品費 (Consumables expenses)	0	
印刷費 (Printing expenses)	0	
通信費 (Communication expenses)	0	
旅費交通費 (Travel and transportation expenses)	0	
光熱水費 (Utilities expenses)	0	
保険料 (Insurance premiums)	0	
会議費 (Meeting expenses)	0	
租税公課 (Taxes and dues)	0	
その他経費計 (Total miscellaneous expenses)	0	
管理費計 (Total administrative expenses)		7,010,274
経常費用計 (Total operating expenses)		25,181,483
当期正味財産増減額 (Net change in current assets)		4,177,717
設立時正味財産額 (Net assets at inception)		0
次期繰越正味財産額 (Net assets carried over to the next period)		4,177,717

2026年度活動予算書 (2026 Fiscal Year Budget Statement)

2025年4月1日から2027年3月31日まで (April 1, 2026 until March 31, 2027)

(単位:円) Yen (¥)

科 目	金 額	
I 経常収益 (Operating revenue)		
1. 受取会費 (Membership Fees Received)		
正会員受取会費 (Regular Membership Fee)	280,000	
賛助会員受取会費 (Supporting Members Fees)	200,000	
		480,000
2. 受取寄付金 (Donations Received)		
受取寄付金 (Donations Received)	160,000	
		160,000
3. 受取助成金等 (Grants Received)		
受取地方公共団体助成金 (Local Gov. Subsidy)	4,500,000	
受取民間助成金 (private Grants Received)	5,000,000	
		9,500,000
4. 事業収益 (Business revenue)		
事業収益 (Business revenue)	57,600,000	
		57,600,000
5. その他収益 (Other revenue)		
受取利息 (Interest income)	0	
雑収益 (Miscellaneous income)	86,400	
		86,400
経常収益計 (Operating revenue)		67,826,400
II 経常費用 (Operating expenses)		
1. 事業費 (Business expenses)		
(1) 人件費 (Personnel expenses)		
給与手当 (Salary allowances)	28,000,000	
法定福利費 (Statutory benefits)	4,390,680	
人件費計 (Total labor costs)	32,390,680	
(2) その他経費 (Other expenses)		
講師謝金 (Tutoring fees)	1,000,000	
消耗品費 (Consumables expenses)	4,359,104	
印刷費 (Printing expenses)	1,380,000	
通信費 (Communication expenses)	550,000	
保険料 (Insurance premiums)	316,666	
地代家賃 (Venue rental fee)	4,684,616	
会議費 (Meeting expenses)	0	
その他経費計 (Total miscellaneous expenses)	12,300,386	
事業費計 (Total business expenses)		44,691,066
2. 管理費 (Administrative expenses)		
(1) 人件費 (Personnel expenses)		
給与手当 (Salary allowances)	5,200,000	
法定福利費 (Statutory benefits)	815,412	
Office Manager	4,500,000	
人件費計 (Total labor costs)	10,515,412	
(2) その他経費 (Other expenses)		
消耗品費 (Consumables expenses)	0	
印刷費 (Printing expenses)	0	
通信費 (Communication expenses)	0	
旅費交通費 (Travel and transportation expenses)	0	
光熱水費 (Utilities expenses)	0	
保険料 (Insurance premiums)	0	
会議費 (Meeting expenses)	0	
租税公課 (Taxes and dues)	0	
その他経費計 (Total miscellaneous expenses)	0	
管理費計 (Total administrative expenses)		10,515,412
経常費用計 (Total operating expenses)		55,206,478
当期正味財産増減額 (Net change in current assets)		12,619,922
前期繰越正味財産額 (Net assets brought forward from the previous p		4,177,717
次期繰越正味財産額 (Net assets carried over to the next period)		16,797,639